（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第八条　平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二を削り、第十三条の三を第十三条の二とする。

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正）

第九条　国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同条中「令和四年度」を「令和五年度」に、「〇・九九六」を「昭和三十一年四月一日以前に生まれた者については一・〇一五とし、同月二日以後に生まれた者については一・〇一八」に改める。

第二条の見出し中「令和四年度及び令和五年度」を「令和五年度及び令和六年度」に改め、同条第一項中「令和四年度」を「令和五年度」に、「〇・九七六」を「〇・九七二」に改め、同条第二項中「令和五年度」を「令和六年度」に、「〇・九七二」を「〇・九九九」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条　削除

第六条の見出し中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同条第一項中「令和四年度」を「令和五年度」に、「〇・九九七」を「一・〇一六」に、「〇・九九五」を「一・〇一四」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

令和五年四月から令和六年三月まで	〇・八七九

別表第一第一号の表中「一三・九一六」を「一四・一八〇」に、「一三・六一六」を「一三・八五一六」に、「一三・四二八」を「一三・六八三」に、「一一・一〇五」を「一一・三一六」に、「一〇・二六八」を「一〇・四六三」に、「九・二七〇」を「九・四四六」に、「八・五一四」を「八・六七六」に、「七・八二四」を「七・九七三」に、「六・八四八」を「六・九七八」に、「六・二九一」を「六・四一一」に、「六・一一九」を「六・二三五」に、「五・四一三」を「五・五一六」に、「四・一三六」を「四・二一五」に、「三・五八八」を「三・六五六」に、「二・六三一」を「二・六八一」に、「二・二四二」を「二・二八五」に、「一・八五四」を「一・八八九」に、「一・七〇四」を「一・七三六」に、「一・六一五」を「一・六四六」に、「一・四五五」を「一・四八三」に、「一・三四八」を「一・四一〇」に、「一・三三八」を「一・三六三」に、「一・二八七」を「一・三一一」に、「一・二一七」を「一・二四〇」に、「一・一八五」を「一・二〇八」に、「一・一五六」を「一・一七八」に、「一・〇八七」を「一・一〇八」に、「一・〇三六」を「一・〇五六」に、「一・〇〇七」を「一・〇二六」に、「〇・九八七」を「一・〇〇六」に、「〇・九七九」を「〇・九九八」に、「〇・九七四」を「〇・九九七」に、「〇・九七〇」を「〇・九九三」に、「〇・九六九」を「〇・九九六」に、「〇・九六四」を「〇・九九一」に、「〇・九五一」を「〇・九八六」に、「〇・九四九」を「〇・九七四」に、「〇・九四八」を「〇・九七一」に、「〇・九三六」を「〇・九六一」に、「〇・九二七」を「〇・九五九」に、「〇・九一七」を「〇・九四九」に、「〇・九〇一」を「〇・九三八」に、「〇・八九九」を「〇・九四九」に、「〇・八九二」を「一・〇〇一」に、「〇・九四九」を「〇・九七〇」に、「〇・九三九」を「〇・九五七」に、「〇・九二七」を「〇・九五四」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三八」を「〇・九五六」に改め、同表に次のように加える。

令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九三二

別表第一第二号の表中「一四・〇五七」を「一四・三二四」に、「一三・七五三」を「一四・〇一四」に、「一三・五六一」を「一三・八一九」に、「一一・二一七」を「一一・四三〇」に、「一〇・三七一」を「一〇・五六八」に、「九・三六五」を「九・五四三」に、「八・五九五」を「八・七五八」に、「七・九〇三」を「八・〇五三」に、「六・九一六」を「七・〇四七」に、「六・三五三」を「六・四七四」に、「六・一八三」を「六・三〇〇」に、「五・四六九」を「五・五七三」に、「四・一七九」を「四・二五八」に、「三・六二四」を「三・六九三」に、「二・六五六」を「二・七〇六」に、「二・二六五」を「二・三〇八」に、「一・八七三」を「一・八〇九」に、「一・七二二」を「一・七五五」に、「一・六三二」を「一・六六二」に、「一・四七〇」を「一・四九八」に、「一・四〇〇」を「一・四二七」に、「一・三五一」を「一・三七七」に、「一・三〇〇」を「一・三二五」に、「一・二二七」を「一・二五〇」に、「一・一九八」を「一・二二一」に、「一・一六七」を「一・一八九」に、「一・〇九七」を「一・一一八」に、「一・〇四八」を「一・〇六八」に、「一・〇一七」を「一・〇三六」に、「一・〇一六」を「一・〇一九」に、「〇・九九七」を「〇・九九八」に、「〇・九七八」を「〇・九九〇」に、「〇・九七二」を「〇・九九三」に、「〇・九七四」を「〇・九九六」に、「〇・九六九」を「〇・九九一」に、「〇・九六四」を「〇・九八六」に、「〇・九五六」を「〇・九七六」に、「〇・九五一」を「〇・九七二」に、「〇・九四九」を「〇・九七七」に、「〇・九二七」を「〇・九五九」に、「〇・九一九」を「〇・九四九」に、「〇・九〇二」を「〇・九三九」に、「〇・八九二」を「〇・九二七」に改め、同表令和三年四月から令和四年三月までの項中「〇・九三八」を「〇・九五六」に改め、同表に次のように加える。

令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九三二

別表第一第三号の表中「一四・三五七」を「一四・六三〇」に、「一四・〇五一」を「一四・三一八」に、「一三・八五三」を「一四・一一六」に、「一一・四五六」を「一一・六七四」に、「一〇・九二」を「一〇・七九三」に、「九・五六四」を「九・七四六」に、「八・七八六」を「八・九五三」に、「八・〇七六」を「八・二二九」に、「七・〇六七」を「七・二〇一」に、「六・四八九」を「六・六一一」に、「六・三一七」を「六・四三七」に、「五・六八九」を「五・八三三」に、「四・二六九」を「四・三五〇」に、「三・七〇二」を「三・七七二」に、「二・七一五」を「二・七六七」に、「二・三六〇」を「二・三九〇」に、「一・九一四」を「一・九五〇」に、「一・七五九」を「一・七九二」に、「一・五〇二」を「一・五三二」に、「一・三二三」を「一・三五二」に、「一・二四六」を「一・二七八」に、「一・一四二」を「一・一七二」に、「一・〇七二」を「一・〇九二」に、「一・〇三七」を「一・〇五八」に、「一・〇一八」を「一・〇三八」に、「〇・九九九」を「一・〇二九」に、「〇・九七四」を「〇・九九五」に、「〇・九五一」を「〇・九七五」に、「〇・九二七」を「〇・九五四」に改め、同表令和三年四月から令和四年三月までの項中「〇・九三八」を「〇・九五六」に改め、同表に次のように加える。

令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九三二

別表第一第四号の表中「一四・三一〇」を「一四・五六八」に、「一三・九〇三」を「一四・二五八」に、「一三・六二四」を「一三・八九三」に、「一一・七〇六」を「一一・九〇九」に、「一一・四九〇」を「一一・六六二」に、「一一・三七七」を「一一・四〇〇」に、「一一・三〇〇」を「一一・三二五」に、「一一・二二七」を「一一・二五〇」に、「一一・一九八」を「一一・二二一」に、「一一・一六七」を「一一・一八九」に、「一一・〇四八」を「一一・〇六八」に、「一一・〇一七」を「一一・〇三六」に、「一〇・九八七」を「一〇・一一八」に、「一〇・九五七」を「一〇・一一七」に、「一〇・九三九」を「一〇・一一〇」に、「一〇・九二七」を「一〇・一一〇」に、「一〇・九一七」を「一〇・一一〇」に、「一〇・八九二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・八七二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・八五二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・八三二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・八一二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・七九二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・七七二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・七五二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・七三二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・七一二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・六九二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・六七二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・六五二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・六三二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・六一二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・五九二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・五七二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・五五二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・五三二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・五一二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・四九二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・四七二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・四五二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・四三二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・四一二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・三九二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・三七二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・三五二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・三三二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・三一二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・二九二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・二七二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・二五二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・二三二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・二一二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・一九二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・一七二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・一五二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・一三二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・一一二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・〇九二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・〇七二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・〇五二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・〇三二」を「一〇・一一〇」に、「一〇・〇一二」を「一〇・一一〇」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三八」を「〇・九三二」に改め、同表に次のように加える。

令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九三二